

平成30年度 豊岡市販路拡大支援補助金要領

対象事業	取引先拡大や売上増加等を目的とした国外における展示会への出展、マーケティング戦略の策定、又は電子商取引サイト製作を支援する。
対象経費	<p>次に掲げる経費。ただし、補助金交付決定前に発注、購入、契約等をしたもの及び経費に掛かる消費税は対象外になります。</p> <p>1 国外展示会出展支援</p> <p>① 展示会小間料</p> <p>② ブース作成費</p> <p>③ 会場使用料</p> <p>④ 展示準備、出展に係る交通費又は宿泊費</p> <p>⑤ 輸送費</p> <p>⑥ 通訳費</p> <p>⑦ 展示コンサルタント料</p> <p>⑧ その他事業内容に応じて市長が必要と認める経費</p> <p>※ 即売会等出展において直接販売を行うもの又は自社が主催するものを除きます。</p> <p>2 マーケティング戦略策定支援</p> <p>① マーケティング戦略策定及び実施指導に係るコンサルタント料</p> <p>② その他事業内容に応じ市長が必要と認める経費</p> <p>3 電子商取引サイト制作支援</p> <p>① 電子商取引サイト制作委託料（改修も含む）</p> <p>② 指導及び研修費</p> <p>③ 通訳費</p> <p>④ その他事業内容に応じ市長が必要と認める経費</p> <p>※ 他社へ委託せずに自社で制作するものは除きます。</p> <p>※ 他者が運営・管理し複数社が出店するモール型電子商取引サイトへの出店に係る経費は除きます。</p>
補助率又は補助金等の額	<p>1 国外展示会出展支援</p> <p>① 補助率：補助対象経費の1/2以内（環境経済認定事業者は2/3以内）</p> <p>② 補助金額：上限50万円（1,000円未満切捨て）</p> <p>2 マーケティング戦略策定支援</p> <p>① 補助率：補助対象経費の1/2以内（環境経済認定事業者は2/3以内）</p> <p>② 補助金額：上限200万円（1,000円未満切捨て）</p> <p>3 電子商取引サイト制作支援</p> <p>① 補助率：補助対象経費の1/2以内（環境経済認定事業者は2/3以内）</p> <p>② 補助金額：上限30万円（1,000円未満切捨て）</p>
対象者	<p>市内に事務所を置く中小企業者、またはそれらの方が1社以上参加するグループ。「中小企業者」は中小企業基本法に定める中小企業者で、個人を含みます。ただし、次の方は対象外です。</p> <p>① 市税を滞納されている方</p> <p>② 暴力団など反社会的構成員又はそれらの関係者</p> <p>③ その他市が補助金を交付することが不相当であると認められる方</p>
交付申請の期限	平成30年5月15日（火）まで（土曜・日曜・祝日以外）
提出書類	① 補助金等交付申請書

	② 補助事業計画書 ③ 決算書類（過去2年間の貸借対照表・損益計算書） ④ 誓約書 ⑤ 市税を滞納していない証明書（証明願） ⑥ 履歴事項全部証明書（法人の場合） ⑦ 出展する国外展示会、策定するマーケティング戦略、又は製作する電子商取引サイトに関する説明資料 ⑧ 対象経費の金額を確認できる資料（見積書・価格表等） ⑨ その他市長が必要と認める書類 ※ 審査の都合上、追加書類の提出をお願いすることがあります。
審査	提出書類により審査を行います。
審査基準	①事業の計画性②事業の目的③事業の目標④市の経済発展に与える影響などにより総合的に判断します。 ※ 過去に補助金を受けた申請者・事業は劣後的に取り扱うことがあります。
申請件数・調整等	① 申請受付：1回の募集につき1社（人）あたり1件 ② 採択：1社（人）あたり年1件 ③ 国、県等の補助金が利用可能な場合、その制度の利用を優先してください。
事業期間	交付決定日～平成31年2月末（災害等やむを得ない事情がある場合を除く）
概要の公表	補助金を受けた事業の概要を報告していただき、協議のうえで公表します。
補助金交付	補助金の完了後に交付します。 （出来高に応じて交付決定額の7割以内の概算払い可）
補助金の返還	一定期間内に、事業を中止したり、市外に移転した場合などには、補助金を返還していただきます。詳細はお問い合わせください。

・補助事業終了後、領収書の写し、実施状況の写真等を添えて事業実績を報告していただきます。

【申込み・問合せ】豊岡市環境経済部環境経済課経済政策係  
 Tel:0796-23-4480/E-mail:ecovalley@city.toyooka.lg.jp